

# NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの 協働事業提案募集について

## 1 NPOとの協働の必要性

これからの地域社会は、行政があらゆる公共的分野に関与するのではなく、適切な役割分担のもと、市民の自主的・自発的な社会的活動が広がり、行政は市民のこうした活動を側面的に支援する役割を担う社会へと転換していく必要があります。

そのためには、行政・企業と並び、第三のセクターとしてのNPOがその能力を十分発揮できるような取組を進めていく必要があります。

また、地域や住民の価値観・ニーズの多様化に伴い、行政の視点・発想（公平・平等性、画一性）で提供する公共的サービスが、サービスの受け手にとって最良のものとは言い難い場合もあります。

NPOは、住民や地域に密着した活動基盤と視点を有し、それらのニーズに敏感であることから、行政とは違った発想で、多様な公共的サービスを提供できる可能性を有しています。

新しい地域社会を目指して、NPOが行政との協働を進め、共に公共的サービスを担ってける存在となることが不可欠です。

## 2 県のNPOに対する取組

そのため、県としては、

- ① NPOによる自発的な活動が地域社会のあらゆる分野で活発に行われるようにするための環境づくり（NPO活動の支援）
- ② NPOを共に地域や住民が必要とする多様な公共的サービスを担うパートナーとして、適切な役割分担のもとで、協働により公共的サービスを提供していく仕組みの構築・推進（NPOと行政との協働の推進）を基本とした取組を進めてきました。

上記①の「NPO活動の支援」については、これまでの取組により県内各地でその活動が活発に行われるなど一定の成果がみられるものの、②の「NPOと行政の協働の推進」については、県のみで企画・立案し、実施段階でNPOに協働を呼びかける、いわば「県発」のものが大半を占めており、真のパートナーシップによる協働が進められているとは言い難い状況にあります。

## 3 提案募集の目的

この提案募集は、NPOが自ら企画した事業を県に提案し、それを県が受け止め、相互に議論・検討し、協働できる事業の構築・推進を通じて、NPOと行政とが適切な役割分担のもと、協働して公共的サービスを提供していく、いわば「NPO発」の仕組みの構築を行うことにより、真のパートナーシップによる協働を推進しようとするものです。

## 4 提案を求めるNPO

県内の、民間で非営利の活動を行っているボランティア・市民活動団体等であって、法人格の有無は問いません。

また、活動分野は限定しませんが、宗教や政治活動を目的とした団体でなく、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦・支持、反対することを目的とした団体でないこと、即ち公共的な活動の担い手として自主・自立した組織を対象とします。

## 5 提案を求める協働事業の範囲

NPOと県が協働で取り組む事業（協働事業）で、部局からの提案募集テーマに係るもの及び自由なテーマによるものを対象とします。

## 6 協働事業提案募集の実施期間

平成15年度、16年度の2か年間とします。

# NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案募集要綱

## 1. 目的

この提案募集は、ボランティア・市民活動団体等（以下「NPO」という。）が自ら企画した事業を県に提案し、相互に議論・検討し、協働できる事業の構築・推進を図り、NPOと行政とが適切な役割分担のもと、協働して公共的サービスを提供していくことにより、真のパートナーシップによる協働を推進しようとするものです。

## 2. 応募内容

- (1) NPOからの協働事業提案は、NPOと県が協働で取り組む事業についての提案とし、市町村との協働事業は含みません。
- (2) 協働事業提案のテーマは、特に制限を設けません。

## 3. 応募資格

以下の要件に該当する団体を対象とします。

- (1) 三重県内で、民間・非営利の活動を行っているボランティア・市民活動団体等であること。法人格の有無を問いません。
- (2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる活動目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

## 4. 募集期間

平成16年6月1日（火）～7月9日（金） 当日消印有効

## 5. 応募方法

「協働事業提案書」及び関係書類を三重県生活部NPO室へ直接、郵送、FAX、e-mailで提出してください。

## 6. 提案受付、審査、ワーキングについて

### 【受付】

提出された協働事業提案企画書は、受け付けた後、提案内容について把握・理解してもらうため、提案に関係する室（以下「関係室」という。）へ回付します。なお、NPO室から、電話等で協働事業提案企画内容について問い合わせを行う場合があります。

### 【審査】

選考委員会が、別に定める審査基準に基づき審査を行い、その中で最も優れた事業提案3件程度をNPOと県関係室が協働事業を検討していくモデルケースとして予定します。

なお、選考委員会の委員は、民間委員3名、学識経験者2名、行政職員3名の計8名で構成します。

### 【ワーキング】

選定された協働事業提案については、提案したNPOと関係室の職員とでワーキンググループを組織し、協働事業提案の内容、目的、実施方法などについて検討を重ねながら、事業企画を練り上げます。また、事業に参画する意志のあるNPOが当該ワーキンググループへ参加することも可能とします。市町村の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加をうながします。

選定されなかった協働事業提案については、その結果と理由を、提案したNPOへお示しします。

ワーキンググループで検討した提案については、NPOと県の役割分担を整理して、必要に応じて予算を確保し、翌年度には事業として実施することを目指します。

### 【情報公開と協働事業評価】

この協働事業提案募集に応募された協働事業提案書の内容については公表するとともに、選定されなかった提案についてその結果と理由を、提案されたNPOにお知らせします。また、この

協働事業で取り組んだ事業については、協働事業の実施中、または実施後に「協働事業ふりかえり会議」を行います。

## 7. 協働事業募集提案の実施期間

平成15年度、平成16年度の2ヶ年間とします。

## 8. 問い合わせ先・提案書提出先

三重県生活部NPO室

電話 059-222-5981      FAX 059-222-5971

e-mail seiknpo@pref.mie.jp

HP <http://www1.mienpo.net/npot/>

住所 〒514-0009 三重県津市羽所町 700 アスト津 3階

(様式第1号)

平成 年 月 日

三重県知事  
野呂 昭彦 様

(申請者)  
住所  
団体名  
代表者の職・氏名 (印)

平成16年度NPO(ボランティア・市民活動団体等)からの協働事業提案書

このことについて、下記のとおり提案します。

記

1 協働事業提案のテーマ

2 協働事業提案の内容  
別紙「協働事業提案企画書」のとおり

3 団体について

団体の名称					
代表者の職・氏名					
団体の住所		〒			
TEL		FAX		E-mail	
設立年月		年	月	構成員数	人
担当者氏名					
担当者連絡先(上記の団体連絡先と異なる場合、下記にご記入ください)					
TEL		FAX		E-mail	

- (添付書類) 1. 団体の目的を記載したもの(設立趣旨書、定款、会則等)  
2. 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書  
3. 団体の活動経歴  
(定期刊行物、新聞切り抜きなどがあれば別途添付してください。)

(様式第2号)

## 協働事業提案企画書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記述してください。)

<b>提案事業の名称</b>	提案する協働事業の目的や内容が的確に理解できる名称をつけてください。
<b>提案事業の目的</b>	貴団体がこの協働事業を提案する目的、協働事業と貴団体のミッションとの関連、この協働事業提案で取り組もうとしている地域社会の課題等について具体的に記述してください。
<b>提案事業の内容と実施方法</b> (必要な予算・財源の提案を含む)	現時点で考えている協働事業の内容について、「誰が」「誰と」「誰(何)を対象に」「いつ」「どのようにして」「何をやる」のかを記述してください。 提案事業を実施するために、貴団体ではどのような体制をとるか、どのような手法やツールを使うか、どのように予算を確保するか、行政とどのように役割を分担するか、どのような関係団体や専門家に協力を求めることが可能かなど、提案事業の具体性、実行性がわかるように記述してください。
<b>協働の必要性</b> (協働の効果・利点、NPOと行政の役割分担を含む)	なぜこの事業を協働で実施する必要があるのか、協働することによってどのような効果や利点があるのか、貴団体と行政(県)との役割分担をどのように考えているかを具体的に記述してください。
<b>提案事業の緊急性・重要性</b> (提案事業の具体性、実行性を含む)	この事業はどれくらい緊急性・重要性のあるものなのかを、具体的に記述してください。
<b>NPOの企画検討能力・事業遂行能力</b>	提案者であるNPOは、今後行政(県)の担当者と事業企画を検討し、事業実施に取り組むこととなりますが、それらを担う能力がどの程度あるか(専従職員の有無やこれまでの事業実績などを含む)を、具体的に記述してください。

「NPOからの協働事業提案」の審査・採点基準 兼採点表

審査項目 及び配点	審査の視点	点数	審査・採点基準
①提案事業の目的 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の目的は明確かつ妥当ですか</li> <li>・NPOと行政が共有できる公共性のある目的ですか</li> </ul>	点	(11点～15点) 十分に明確かつ妥当な目的である (6点～10点) おおむね明確・妥当である (1点～5点)あまり明確・妥当でない (0点)不明確・妥当でない
②協働の必要性 協働の効果・利点 NPOと行政の役割 分担 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと行政が協働で行う必要性が高い内容ですか</li> <li>・協働でなくてもできる事業ではありませんか</li> <li>・協働することによって、より高い効果が挙げられるなどの利点がありますか</li> <li>・NPOと行政の役割分担は明確かつ妥当ですか</li> </ul>	点	(31点～40点) 十分に協働の必要性が高く効果も大きい (16点～30点) おおむね必要性が高く効果がある (1点～15点) あまり必要性が高くなく、効果も小さい (0点)必要性が低く、効果がない
③提案事業の緊急 性・重要性 提案事業の具体 性・実行性 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業は緊急に実施する必要性が高く重要な内容ですか</li> <li>・提案事業の内容や実施方法は具体的に考えられていますか</li> <li>・実行可能性は高いですか</li> </ul>	点	(21点～30点) たいへん緊急性が高く重要 (11点～20点) 比較的緊急性が高く重要 (1点～10点) あまり緊急性・重要性が高くない (0点)緊急性・重要性が認められない
④NPOの企画検 討能力・事業遂行能 力 予算の妥当性 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力が認められますか</li> <li>・提案したNPOは、事業を遂行する能力が十分あると認められますか</li> <li>・予算の収支(財源の検討を含む)は妥当ですか</li> </ul>	点	(11点～15点) 企画検討能力・事業遂行能力とも十分に認められる、予算の妥当性も高い (6点～10点) おおむね認められる、予算はおおむね妥当 (1点～5点) あまり認められない、予算の妥当性も高くない (0点)全く認められない、予算が妥当でない
合計点 (100点満点)		点	